

委 託 業 務 仕 様 書

(四日市市上下水道局)

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月）」を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受注者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

(配置技術者要件)

第5 本業務に配置する技術者については、下記の要件をもとめます。

- 1 管理技術者
水道管路施設管理技士2級以上を配置すること。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

水管橋点検調査業務委託特記仕様書

第1章 総則

第1条 仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、監督職員に従い施行しなければならない。

第2条 目的

本特記仕様書は、四日市市上下水道局管内の水管橋を点検・調査し、前回調査との比較することを目的とする。

第3条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者の協議によるものとする。

第4条 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって委託者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者通知書 (ニ) 業務計画書 (ホ) 完了届 (ヘ) 写真帳
(ト) 業務委託料請求書等 (チ) 打合せ議事録

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

第5条 管理技術者

受託者は、水道管路施設管理技士2級以上の有資格者を配置し、業務を行わせなければならない。

第6条 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

第7条 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

第8条 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受託者の負担とする。

第9条 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出しなければならない。

第10条 審査

- 1 受託者は、業務完了後に委託者の審査を受けなければならない。
- 2 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第11条 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出書類及び水管橋調査報告書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

第12条 支払い

受託者は、成果品の検収後に、委託者に委託料の支払を請求するものとする。

委託料の支払方法は完了払とする。

第13条 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第14条 中立性の保持

受託者は、調査結果等の委託業務全般に対して、常に中立性を保持するように努めなければならない。

第15条 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第16条 公益確保の義務

受託者は、実務を行うに当たっては公益の安全・環境その他の公益を害することの無いようにつとめなければならない。

第17条 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

第2章 業務内容

第1条 調査対象施設

調査対象施設は、別表のとおりとする。

第2条 調査方法

- 1 本調査は水管橋を目視や触手のほか写真撮影も行い、景観性、防食性を評価するものである。
管体調査は原則として「露出鋼管（水管橋等）～外面塗装劣化診断評価の手引き～（平成25年3月）」（公益社団法人日本水道協会、WSP日本水道鋼管協会）に基づき行うものとする。
- 2 具体的な調査方法としては下記のとおりとする。
 - （1）漏水状況の確認（管体、継手部、伸縮継手、空気弁等からの漏水）
 - （2）塗装等の状況確認（管体、空気弁、歩廊等の塗装状況（剥離、腐食等））
 - （3）橋台の状況確認（ひび割れ、アンカーボルト変形、沈下等）
 - （4）橋脚・防衝杭の状況確認（傾きや損傷、ひび割れ、塗装の剥離、腐食等）
 - （5）空気弁の状況確認（断熱材の損傷や凍結対策）
 - （6）支持金物等の状況確認（リングサポート、Uボルト、落橋防止装置等）
 - （7）伸縮継手の状況確認（伸縮可とう管の変位状況等）
 - （8）侵入防止柵の状況確認（侵入防止柵の破損の有無、腐食状況）
 - （9）管路用地の状況確認（フェンス、無断使用、不法投棄、植物の繁茂等）

第3条 諸官庁への手続き

受託者は、本業務を実施するにあたり諸官庁への手続きが必要な場合、遅滞なく手続きを行い完了すること。

第4条 安全対策

受託者は、委託内容の実施に当たって関係法令及び各作業基準に従い安全対策を講じ、関係機関協議等の結果をもって、一般交通等への安全対策を十分に確保すること。

第5条 報告書の作成

受託者は、現場で実施した調査が終了したならば直ちに各種調査の検証後、資料をまとめ報告書にして監督職員に提出しなければならない。また、必要に応じて専門分野の知見として意見具申するものとする。

第3章 成果品

第1条 作成資料及び成果品の提出

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 水管橋調査報告書 2部

なお、水管橋調査報告書には下記の内容を網羅していなければならない。

- ・水管橋調査記録（損傷個所がわかるように図示したものを含む）
- ・水管橋状況写真

- (2) その他監督職員が指示するもの 2部

- (3) 成果に関する電子データ 一式